



【提案資料】

2024年8月29日
ジェイアールバス関東(株)

「労使間の取り扱いに関する協約」の改正について

標記の件について、貴側と締結している「労使間の取り扱いに関する協約」は、同協約第77条に定めるとおり、2024年9月30日まで有効としていますが、2024年4月から実施された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」の改正による乗務員の休息時間の確保、勤務手配等による乗務機会の損失、および勤務手配に伴う休息時間確保等、既に業務運営において支障が出ていることから、2024年10月以降有効となる同協約については、以下の内容を改訂することとしたいので、同協約第77条の規定により通告いたします。

記

1 改正内容（案）

①経営協議会の協議委員の数について

現行の協約では、「協議委員の数は、会社側、組合側各5名以内とし、それぞれ同数とする。」と規定しているが、これを以下の内容に改訂する。

- (1) 毎年9月1日現在の社員たる組合員数が500人以下の場合は3名以内
- (2) 組合員数が500人を超え1,000人以下の場合は5名以内
- (3) 組合員数が1,000人を超える場合は7名以内

②団体交渉の交渉委員の数について

現行の協約では、「交渉委員の数は、会社側、組合側各7名以内とし、それぞれ同数とする。」と規定しているが、これを以下の内容に改訂する。

- (1) 毎年9月1日現在の社員たる組合員数が500人以下の場合は4名以内
- (2) 組合員数が500人を超え1,000人以下の場合は7名以内
- (3) 組合員数が1,000人を超え2,000人以下の場合は10名以内

2 改正実施予定日

2024年10月1日（火）

以上

労働組合の生命線『労使間の取り扱いに関する協約の改定』の提案を受ける！
一方的な通告は許されない！